

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 28 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	2	1	1	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		5	1	1	3
	指導事項	出資・出捐団体	3	0	1	2
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	5	1	0	4
	計		8	1	1	6
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		4	1	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	4	2	0	2
	計		4	2	0	2
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
合 計		23	5	2	16	

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年5月13日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
東美濃歴史街道協議会 (東美濃歴史街道協議会負担金)	観光資源活用課	東美濃歴史街道協議会負担金において、中山道・下街道散策ガイドマップ制作業務委託の納品検査を行う前に委託料が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項については、支出事務手続きについて担当職員の認識が誤っており、完了検査の実施を書面で確認しないまま支払手続きを進めたことから発生した。 今後は、会計手続きの確認を徹底するよう担当者を指導するとともに、複数人によるチェック体制を整備することにより、再発防止に努める。

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益社団法人 岐阜県森林公社	森林保全課	令和4年度の財務諸表に対する注記において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 平成30年度第1回相模原市公募公債の時価を37,066,600円とすべきところ、券面額と混同したことにより、37,000,000円と誤って記載していた。 2 当期末における預入期間が3か月を超える定期預金を20,769,825円とすべきところ、転記を誤ったことにより、20,769,817円と誤って記載していた。	指導事項について対象団体に対応を求め、以下の措置を講じる旨の報告を受け確認した。 平成30年度第1回相模原市公募公債の時価を37,066,600円に修正、当期末における預入期間が3か月を超える定期預金を20,769,825円に修正し、令和6年4月3日にホームページ上で公表している財務諸表を差し替えるとともに、修正があった旨をホームページ上で公表した。 現在の体制としては担当者と総務課長の2名において内容の確認を行っていたが、チェック体制として不十分であったことから記載誤りが発生した。今後については、担当者、総務課長、事務局次長の3人にチェック体制を強化し、記載事項に誤りがないかを確認することで、再発の防止に努める。